平成２８年（フ）第３４５４号
東京都練馬区貫井４丁目41－８　第１中橋コーポ101
債務者　松井　弘記
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４７３号
東京都港区高輪２丁目16―52―502
債務者　淵上　直久
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４７４号
東京都葛飾区東金町１丁目36－１－1210
債務者　小沼　友子（旧姓清滝）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４７５号
東京都青梅市畑中２丁目175―13
債務者　土居　佳央（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４７６号
東京都荒川区南千住５丁目42―11
債務者　岩佐亜紀子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４７７号
東京都町田市相原町13－１　サンライズヴィレッヂⅠ　205
債務者　田中奈々絵
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４９２号
東京都練馬区大泉学園町７丁目７－24―305
債務者　高橋あかね（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４９３号
東京都江東区潮見１丁目29―15―1405
債務者　西澤　誠一
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４９４号
東京都北区西が丘３丁目８－３－1102
債務者　秋間美栄子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４９５号
東京都練馬区大泉町１丁目１－26
債務者　井上　和一
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５００号
東京都足立区竹の塚１丁目４－25―308
債務者　高橋　妙子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５０８号
東京都板橋区成増２丁目33―11　メゾン・ド・103　１－Ｃ
債務者　伊藤　　猛
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５０９号
東京都墨田区東墨田２丁目27－８－609
債務者　影山　明美
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１１号
群馬県邑楽郡明和町大輪1983番地１
破産者　株式会社ジャパンテックス
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第５９７号
千葉市緑区古市場町703番地１　イズミ古市場Ａ号、開始決定時の住所千葉市中央区亥鼻３丁目６番６号　イズミ亥鼻ビル４Ｆ
破産者　長野　昭和
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係